

目次

- 第1章 総則
- 第2章 景観形成の推進
- 第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木
- 第4章 審議会等
- 第5章 雑則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項その他良好な景観形成に関して必要な事項を定め、市、市民及び事業者相互の連携及び協力の下に、良好な景観形成を図り、もって地域の特性を活かした個性豊かで魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観 人を取り巻く自然と人の営みによる歴史と文化の蓄積からなる視覚的な環境の総体をいう。
- (2) 景観形成 市、市民及び事業者が協働して景観を守り、創り、又は育てることをいう。
- (3) 景観形成重点地区 景観形成を重点的に図る必要があると認められる区域をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内の土地、建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。
- (5) 事業者 市内において営利、非営利等の別にかかわらず事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 工作物 土地又は建築物に定着する工作物のうち規則に定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観形成を図るために必要な施策を策定し、これを実施す

るに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識するとともに、景観形成に関する理解を深め、積極的に景観形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観形成の推進

（景観計画の策定）

第5条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

2 市は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条に定める手続きのほか、あらかじめ、第17条に規定する南九州市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

（景観形成重点地区）

第6条 市は、既に景観計画が定められている区域に景観形成重点地区その他必要な地区（以下「景観形成重点地区等」という。）を定めることができる。

2 景観形成重点地区等においては、当該地区について新たに景観計画を定めなければならない。

3 前項の場合において、新たに定める景観計画区域は、既に定められている景観計画区域から除くものとする。

4 景観形成重点地区は、別表第1のとおりとする。

（届出対象行為等）

第7条 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1） 土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

（2） 木竹の伐採

（3） 屋外における土石，廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。），再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

（4） 太陽光発電設備及び風力発電設備の設置

（5） 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。）の掲出

3 前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する景観形成重点地区における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

4 法第16条第1項及び第2項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定

める。

（届出を要しない行為）

第8条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第3に掲げる行為とする。ただし、他の法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づく許可、認可又は届出を要する行為で、規則に定めるものについては、この限りでない。

（特定届出対象行為）

第9条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、同条第7項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととなる行為を除いた行為とする。

（事前協議）

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 景観形成重点地区における屋外広告物の掲出にあつては、規模にかかわらず、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（助言又は指導）

第11条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、景観形成上必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

（勧告又は命令）

第12条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令又は前条の助言若しくは指導を行う場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

（公表）

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより当該勧告を受けた者の氏名等を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対して、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定）

第14条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）及び法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理基準)

第15条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失、毀損などを防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。

2 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の形を保つため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。

(景観重要公共施設の指定)

第16条 市長は景観計画区域内の道路、河川、公園等の公共施設で景観づくりにおいて特に重要な景観資源として位置づけられるものを景観重要公共施設（法第8条第2項第4号ロに規定する良好な景観形成に重要なものをいう。）に指定し、あらかじめ公共施設の管理者に協議し、同意を得ることにより、景観づくりのための整備に関する事項及び占用許可その他景観づくりのために必要な事項についての基準を定めることができる。

第4章 審議会等

(審議会)

第17条 本市の景観形成に関する事項について必要な調査及び審議を行うため、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関すること。
- (2) 景観計画に定めた基準の運用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定により、その権限に属された事務に関すること。
- (4) その他良好な景観形成に関する重要な事項。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 審議会は、必要と認めるときは、法第15条第1項に規定する景観協議会その

他関係者の意見を聴くことができる。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任することができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は審議会が定める。

（景観農業振興地域整備計画）

第18条 市は、法第55条第1項の規定により景観農業振興地域整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観農業振興地域整備計画の変更について準用する。

（景観整備機構の指定等の手続）

第19条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、法第95条第3項の規定による景観整備機構の指定の取消しについて準用する。

3 前2項に定めるもののほか、景観整備機構の指定に関し必要な事項は、規則で定める。

（景観協議会）

第20条 市は、法第15条第1項の規定に基づき、景観協議会を組織することができる。

2 市は、必要に応じて次に掲げる者を景観協議会に加えることができる。

（1） 良好な景観形成の促進のための活動を行う者

（2） 良好な景観形成の促進のために市が必要と認める団体

（3） その他市が必要と認める者

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要なことは協議会が定める。

（景観づくり団体）

第21条 法第11条第2項の条例で定める団体（以下「景観づくり団体」という。）は、一定の区域における景観形成を図ることを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものとして市長が認めたものとする。

2 前項に規定する景観づくり団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（市民等の活動に対する助成）

第22条 市長は、景観形成を推進すると認められる建築物の建築等、樹木の管理、屋外広告物の改築等に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、一定の区域における景観形成を図ることを目的として活動している

団体の活動に要する費用の一部を助成することができる。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条から第9条までの規定は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第17号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号中「屋外広告物」の次に「（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。）」を加え、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える改正規定、第10条に次の1項を加える改正規定及び別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える改正規定（別表第2に係る部分に限る。）は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和7年3月4日条例第5号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

名称	区域
知覧麓地区	法第9条第6項の規定により告示された知覧麓地区景観計画の区域
瀬平地区	法第9条第6項の規定により告示された瀬平地区景観計画の区域

別表第2（第7条関係）

届出を要する行為		
景観形成重点地区	行為	規模
知覧麓地区	建築物の新築,増築,改築,移転又は除却	高さ（増築にあつては、増築後の高さとする。以下同じ。）が10メートルを超えるもの若しくは延べ面積（増築にあつては、増築後の面積とする。以下同じ。）が10平方メートルを超えるもの
	建築物の外観を變更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の變更	
	工作物の新設,増築,改築,移転又	(1) 高さが2メートルを超えるもの (2) すべての再生可能エネルギー施設

	は除却	
	工作物の外観を 変更することと なる修繕若しく は模様替え又は 色彩の変更	
	開発行為, 土地の 開墾その他土地 の形質の変更, 土 石の採取又は鉱 物の掘採	当該行為に係る土地の面積の合計が100平 方メートルを超えるもの
	木竹の伐採	当該行為に係る土地の面積の合計が, 3,000 平方メートルを超えるもの
	生垣の伐採, 植栽	知覧麓地区景観計画に指定した道路沿線に おける生垣の伐採及び植栽
	屋外における土 石, 廃棄物, 再生 資源その他の物 件の堆積	当該行為に係る土地の面積の合計が, 100平 方メートル以上のものであって, 堆積高さ 1.5メートル未満かつ仮置きを含む堆積期 間が1月以上のもの
瀬平地区	建築物の新築, 増 築, 改築, 移転又 は除却	高さが10メートルを超えるもの又は延べ面 積が500平方メートルを超えるもの(海域に ついては高さ5メートルを超えるもの又は 水平投影面積100平方メートルを超えるも の)
	建築物の外観を 変更することと なる修繕若しく は模様替え又は 色彩の変更	上段の規模のもので, 外観変更に係る見付 面積の合計が, 全体見付面積の2分の1以 上のもの
	工作物の新設, 増 築, 改築, 移転又 は除却	(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令 第338号)第138条の規定により指定される 工作物(同条第1項第2号で定めるものにつ いては, 高さが10メートルを超えるもの) (2) 太陽光発電設備で高さが10メート

		ルを超えるもの、一団の土地の面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの又は出力10キロワットを超えるもの (3) 風力発電設備で高さが10メートルを超えるもの又は出力20キロワットを超えるもの((1)から(3)までのものにおいて、海域については高さ5メートルを超えるもの又は水平投影面積100平方メートルを超えるもの)
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が、全体見付面積の2分の1以上のも
	開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更、土石の採取又は鉱物の掘採	当該行為に係る土地の面積の合計が、1,000平方メートルを超えるもの(海域については水平投影面積100平方メートルを超えるもの)
	木竹の伐採	当該行為に係る土地の面積の合計が、3,000平方メートルを超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	仮置きを含む堆積期間が3月以上にわたるもので、当該行為に係る土地の面積の合計が、500平方メートル以上又は堆積高さ3メートル以上のもの
	水面の埋立て又は干拓	通常管理行為等を除く全ての行為

備考 景観形成重点地区のうち瀬平地区における自然公園特別区域においては、規模にかかわらず全ての行為を対象とする。

別表第3 (第8条関係)

届け出を要しない行為		
区域等	行為	規模
景観計画区域 (景観形成重点地区を除く)	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ(増築にあっては、増築後の高さとする。以下同じ。)が13メートルを超えないもの若しくは地階を除く階数が3未満のも

	の又は延べ面積（増築にあっては、増築後の面積とする。以下同じ。）が500平方メートルを超えないもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が、全体見付面積の2分の1未満のもの
工作物の新設，増築，改築又は移転	(1) 建築基準法第88条の工作物の準用の規定により指定される工作物以外のもの (2) 太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の土地の面積の合計が1,000平方メートル未満かつ出力10キロワット未満のもの (3) 風力発電設備で出力20キロワット未満のもの
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が、全体見付面積の2分の1未満のもの
開発行為，土地の開墾その他土地の形質の変更，土石の採取又は鉱物の掘採	(1) 開発行為で、当該行為に係る土地の面積の合計が3,000平方メートル未満のもの (2) 土地の開墾その他土地形質の変更，土砂の採取又は鉱物の掘採にあっては、当該行為に係る土地の面積の合計が、都市計画区域内で1,000平方メートル未満又は都市計画区域外で3,000平方メートル未満のもの
木竹の伐採	当該行為に係る土地の面積の合計が、3,000平方メートル未満のもの
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積	当該行為に係る土地の面積の合計が、500平方メートル未満のものであって、堆積高さ3メートル未満、かつ、仮置きを含む堆積期間が3月未満のもの

	屋外広告物	鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）第5条による許可を要する屋外広告物以外のもので、高さ4メートル未満のもの
--	-------	--